

第9期 由利本荘市高齢者保健福祉計画【概要版】

総論 第1章 計画策定の趣旨

■ 計画策定の趣旨

市の新創造ビジョン基本構想を踏まえ、現計画(第8期)の基本理念や「地域包括ケアシステム」の深化・推進を継承しつつ、介護保険サービス基盤や、高齢者保健福祉についてより一層の充実を図るため第9期計画を策定します。

■ 法令等の根拠

老人福祉法第20条の8第1項により「市町村老人福祉計画」の策定が義務づけられています。同条第2項及び第3項により、基本的な政策目標を設定し、その実現に向かって取り組むべき施策を盛り込んだ計画とします。

■ 計画の策定体制

地域の特性に応じた計画とするために、各分野の関係者により構成する「由利本荘市高齢者保健福祉計画策定委員会」において検討します。

■ 計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

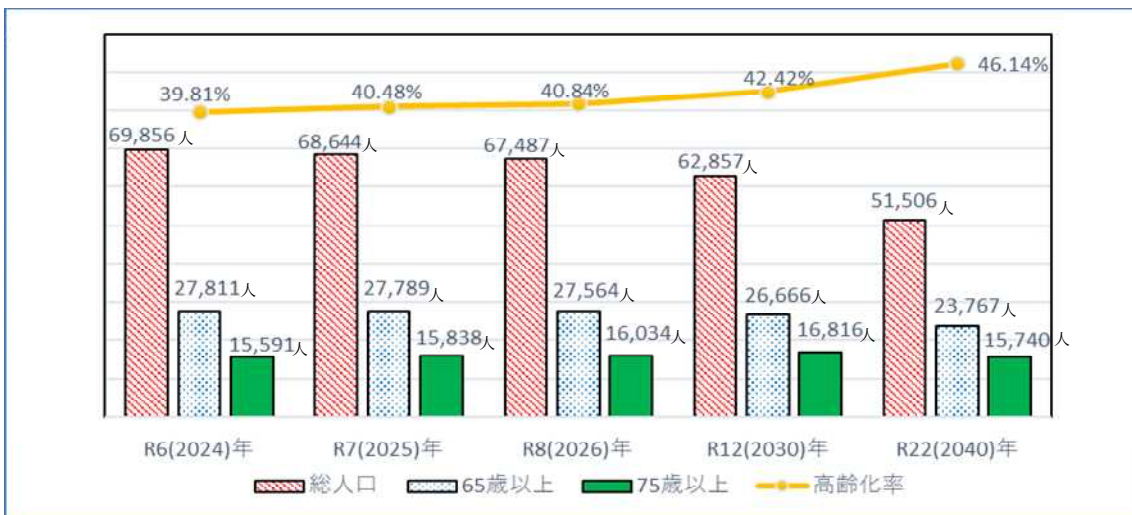
■ 他計画との調和

介護保険法第117条第1項による「介護保険事業計画」の内容をほとんど包含することになるため、整合性をもって策定します。

総論 第2章 高齢者等の現状と将来推計

■ 総人口及び高齢者数、高齢化率の推計

(各年9月末)



総人口と65歳以上の人口は減少していくものと見込まれます。逆に75歳以上の人口は令和12年まで増加が見込まれます。

	R6(2024)年	R7(2025)年	R8(2026)年	R12(2030)年	R22(2040)年
総人口 (人)	69,856	68,644	67,487	62,857	51,506
65歳以上 (人)	27,811	27,789	27,564	26,666	23,767
75歳以上 (人)	15,591	15,838	16,034	16,816	15,740
高齢化率	39.81%	40.48%	40.84%	42.42%	46.14%
総人口に占める75歳以上の割合	22.32%	23.07%	23.76%	26.75%	30.56%

※推計値は、令和5年9月末住基人口を基に、厚生省通知に基づき国立社会保障・人口問題研究所の平成30年3月推計の生存率等を用いて推計しています。

■基本理念

高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域で
その有する能力に応じ
自立した日常生活を営むことを可能とする
地域づくり

■基本方針

「地域の住民が安心して心豊かに暮らせる社会の形成」を目指す上で何よりも大切なことは、医療や介護が必要になっても、人としての尊厳と「生きがい」を持ち、自らの能力を最大限に生かしながら主体的に暮らせるよう、人と人、人と社会資源がつながる地域をつくることです。

今後ますます高齢化が進行していくなかで、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加も見込まれておりますが、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが連携した包括的な支援・サービス提供体制「地域包括ケアシステム」の機能充実・強化を図ることで、高齢者の生活の自立や、生活の質の向上を支援し、高齢者がどのような状態になっても生きがいを持って日常生活を営むことを可能とする地域を目指します。

■重点施策

(1) 高齢者の自立支援、介護予防の推進

住民や事業者など地域全体への自立支援・介護予防に関する普及啓発、介護予防の通いの場の充実、リハビリテーション専門職種等との連携の推進、口腔機能向上や低栄養防止に係る活動の推進、地域ケア会議の多職種連携による取り組みの推進、介護サービス提供時間中の有償での取り組みも含めたボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加や生きがいづくり促進など、地域の実態や状況に応じた取り組みにより、高齢者の自立支援と介護予防を推進して参ります。

(2) 地域の実情に合わせた介護サービスの充実

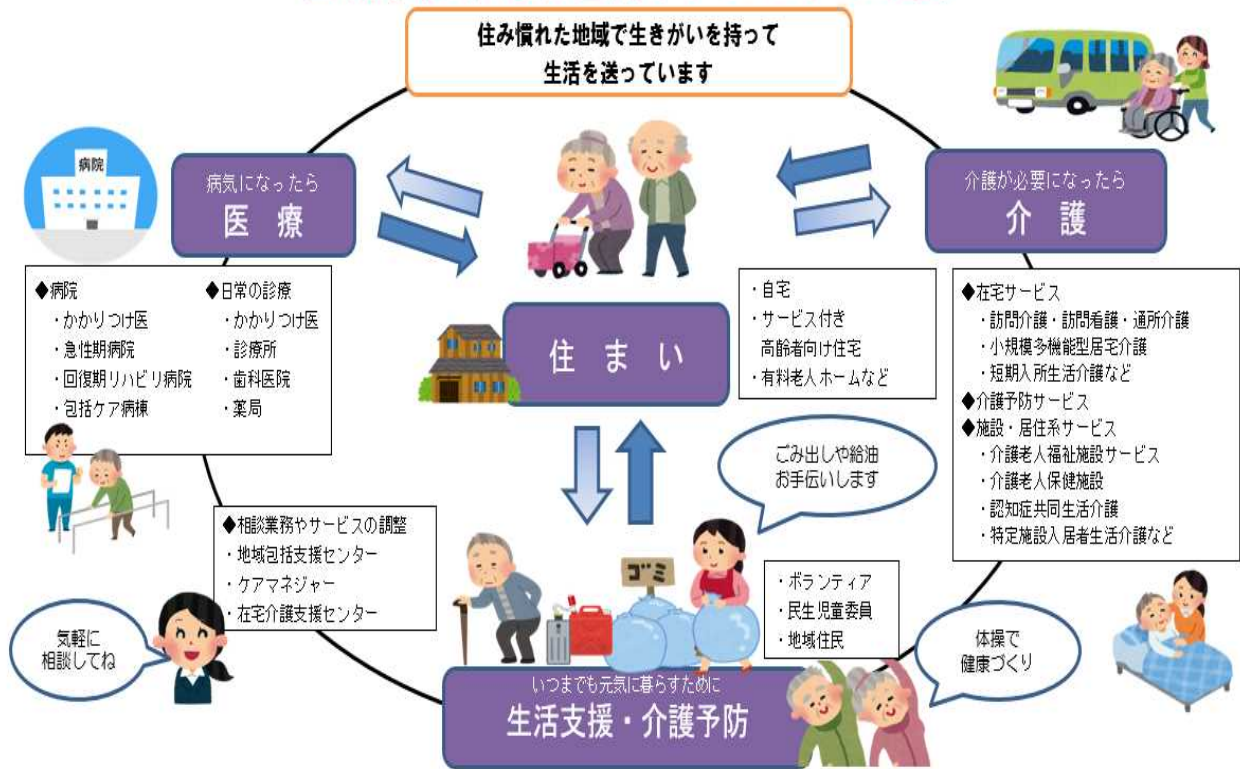
認知症の人や高齢者が要介護状態等になっても、可能な限り、住み慣れた地域で継続して日常生活を営むことができるよう地域に密着した介護サービスの提供や、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者やその家族への支援体制の整備等を一体的に推進して参ります。

(3) 地域における高齢者の支援体制の強化

地域包括支援センターを中核として、医療と介護の連携の推進、認知症施策の推進、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、地域ケア会議の充実、高齢者の居住安定に係る施策との連携に継続して取り組んで行くことで、地域の高齢者を包括的に支援する体制「地域包括ケアシステム」を強化して参ります。

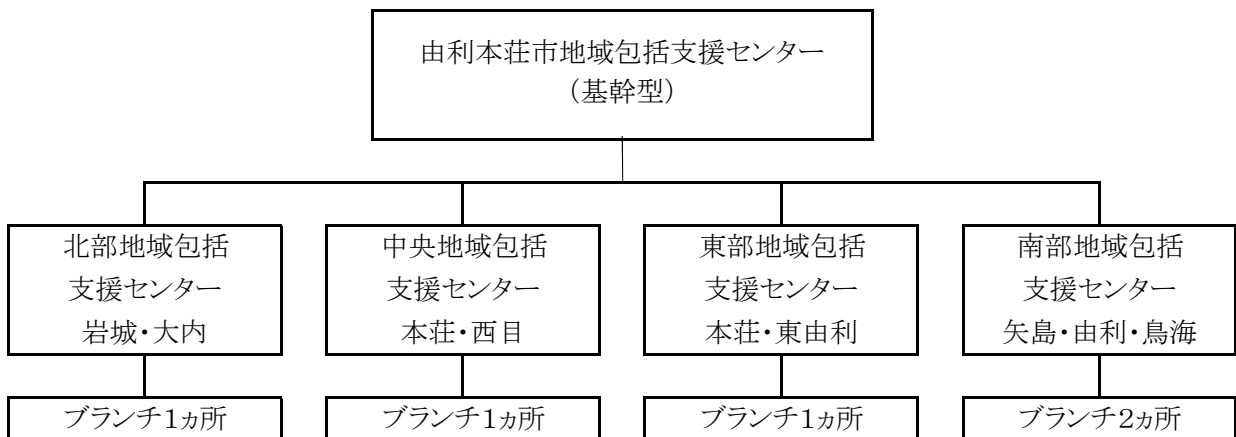
各論 第1章 地域包括ケアシステムの深化・推進

由利本荘市地域包括ケアシステムの姿



令和6年度からは、本荘・東由利・西目地域を対象としていた中央地域包括支援センターを2区域に分割し、全域を北部・中央・東部・南部の4ブロック体制とし、統括として「基幹型」センターを位置づけ、地域包括支援センターの機能強化に向けた取り組みを実施していきます。

●地域包括支援センターの組織図



※ランチ…地域の住民に身近なところで相談を受け付け、センターにつなぐための窓口

各論 第2章 地域支援事業

地域支援事業とは、高齢者が要介護状態等となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するものです。

各論 第3章 介護保険給付対象サービス

■地域密着型サービスの整備目標

サービス種別	R5(2023)年度 既存事業所数	R6(2024)年度 整備目標 事業所数	R7(2025)年度 整備目標 事業所数	R8(2026)年度 整備目標 事業所数	今期末 事業所数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	1	0	0	3
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	1	0	0	0	1
小規模多機能型居宅介護	1	2	1	0	4
認知症対応型共同生活介護	16	0	0	0	16
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2	1	0	0	3
看護小規模多機能型居宅介護	1	1	0	0	2
地域密着型通所介護	12	0	0	0	12

※ 地域密着型サービスとは

今後、認知症高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれるなかで、高齢者が身近な地域で生活が送れるようにするためのサービス体系です。

本荘由利広域市町村圏組合の圏域内で提供されるサービスなので、サービス事業所の指定、監督は組合であり、市民が優先してそのサービスを利用することができます。

■施設介護サービスの整備目標

介護医療院は、令和5年度に1施設(50床)整備しております。第9期計画では令和8年度に1施設(50床)の整備を予定しております。

※ 介護医療院とは

長期の療養が必要である入所者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話をを行う施設です。

各論 第4章 高齢者福祉サービスの充実

軽度生活援助事業等の生活支援サービス、家族介護手当支給事業等の家族介護支援等の高齢者福祉サービスについて、今後も事業の周知を図り、現状のサービス提供を維持しながら事業の実施に努めます。

各論 第5章 高齢者が活躍できる社会づくり

老人クラブの活動を支援し、高齢者同士のふれあい・生きがいを支援します。

また、高齢者の豊富な経験・能力が活用できるよう、ボランティア活動への参加や、高齢者の多様な雇用・就労機会の確保を図るため、社会福祉協議会やシルバー人材センターなどの関係機関と連携して参ります。

各論 第6章 計画に関する行政等の体制

本計画の推進にあたっては、地域住民、医療、福祉関係機関、行政がそれぞれの立場で情報を共有しながら連携し、協力し合うことが必要です。そのため各分野の意見を取り入れながら、計画の進捗状況を管理し、円滑な推進に努めます。